

昭和一四四一三

學務部社會教育課勤務ヲ命

北海道廳

一、一〇

總務部國民精神總動員課兼

北海道廳

〃一五五一九北海道條例第五號地方費吏

務ヲ命ス

北海道廳

五、三一

十一級俸給與

北海道廳

〃一六二、三〇

十級俸給與

北海道廳

員規則中改正ニ依リ主事

トナル

仰決裁

内閣總理大臣
内閣總理大臣

神祇院一七人祕第六七號

正月二十日 決裁

日指今

元岡山縣勝田郡北吉野村鄉社瀧神社社司長尾 薫

右者大正十五年八月十日官幣大社権原神宮主典ヲ願ニ依リ退職シタルヲ同月十七日岡山縣勝田郡北吉野村鄉社瀧神社社司ニ再就職セシメタルモノニ有之候處右ハ大正十二年閣議決定ノ三箇月制限ノ趣旨ヲ辨ヘスカル不始末ヲ出來シタルモノニシテ今更不都合ノ次第ニ有之候得共特ニ本件追認ノ儀御詮議相成度此段及稟議候也

追テ岡山縣知事ニ對シテハ將來斯カル事無キ様十分注意可致候

昭和十七年三月二十五日

申氏完

右ノ者大正十五年八月十日付官幣大社櫻原神宮主典ヲ願ニ依リ退職シタルヲ同月十七日付本縣勝田郡北吉野村郷社瀧神社社司ニ補命致候處右ハ大正十二年閣議第三八九號閣議決定ノ再就職ノ場合ニ於ケル三ヶ月制限ノ趣旨ニ抵觸スルモノニテ洵ニ恐縮ニ堪ヘス此ノ際特別ノ御詮議ヲ以テ追認相成度申請候也

閣議決定ニ依ル再就職追認方ノ件

元岡山縣勝田郡北吉野村郷社瀧神社社司

長尾

薰

兵第一四二〇號

申 請

昭和十七年三月十三日

岡山縣知事 橫溝光

内務大臣 湯澤三千男殿

内務大臣 湯澤三千男殿

内閣總理大臣 東條英機殿

内務大臣 湯澤三千男殿



				位爵博
				勳士
			生年月日	明治三十七年十月二十八日
			本籍	岡山縣勝田郡豊並村大字閔本八百五十二番地
		現住所	本籍地	同上
年號	月日	學歷	任免賞罰事項	官公署
大正一〇	四一	皇典講究所神職養成部乙種第一學年		
全一	一二三三〇	=入學		
全一	七一二	皇典講究所神職養成部乙種卒業		
全一		皇典講究所神職養成部雜樂部修了		
合		樞原神宮出仕ヲ命入八級俸給與		
履歷	氏			
同				
系				

昭和二 一〇、一	全 ク 九、三七	全 ク 九、三七	全 ク 八、一七	全 ク 八、一〇	全 ク 三、六	樞原神宮規模擴張事業竣成報告 祭協議會委員ヲ嘱託ス 願ニ依リ樞原神宮主典ヲ免ス 補勝田郡北吉野村郷社瀧神社司 七級俸給與 兼補勝田郡北吉野村大字上町川村社 町川神社々掌月手當金七円五十錢給與 月手當金五円給與 依願免本職並兼職
全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	樞原神宮會計課勤務ヲ命ス 樞原神宮講社雇ヲ命ス 月手當金貳圓給與 祭儀課勤務ヲ命ス 月俸參拾八圓支給 樞原神宮度務課勤務ヲ命ス 六級俸支給 樞原神宮出仕ヲ解フ 九級俸給與 庶務課勤務ヲ命ス 住宅料月額五圓給與

全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	全 ク 一、一	樞原神宮會計課勤務ヲ命ス 樞原神宮講社雇ヲ命ス 月手當金貳圓給與 祭儀課勤務ヲ命ス 月俸參拾八圓支給 樞原神宮度務課勤務ヲ命ス 六級俸支給 樞原神宮出仕ヲ解フ 九級俸給與 庶務課勤務ヲ命ス 奈良縣 奈良縣
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---

年 號 月 日 學 歷 任 免 賞 罰 事 項
官 公 署

關 廢 用 級

同 山 縣

國立公文書館

National Archives of Japan

National Archives of Japan

乙第
一〇五號

昭和十七年四月十四日

内務大臣 湯澤三千男

內閣總理大臣 東條英機

元復興局技手 松 本 宗 一

年九月三十日復興局技手ニ任用セラレタル者ニ有之候慮右ハ當時再就職ニ付認可ヲ經ヘキニ拘ラス取扱者ニ於テ期間ノ計算ヲ誤リタル

三

卷之三

1